

# 非課税世帯等緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）のご案内 （10万円/1世帯）

- 非課税世帯等緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）  
（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から30日程度を目安に支給します。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯

「世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者」で構成される世帯  
または、「令和5年度住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者」  
で構成される世帯（ただし、令和5年度住民税均等割課税者に扶養等  
された者のみで構成された世帯を除く。）

町から**確認書**が届きます。**要返送**

※令和5年12月1日時点で住民登録のある  
該当世帯の世帯主に確認書を送付します。

内容を確認し**令和6年3月29日（金）**  
までに返送してください。



詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から大木町にお住まいの場合**

- 基準日(令和5年12月1日)時点に大木町にお住まいで対象となる世帯には、大木町健康福祉課から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 下記内容を確認して、同封の**確認書**を大木町健康福祉課に**返信してください**。

【確認事項】 確認書中段の□にチェックしてください。

- ・ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか
- ・ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか
- ・ 他の自治体で本給付金と同趣旨の10万円の給付を受けていないか

※裏面に受取口座を記入し本人確認書類と振込口座がわかる通帳などのコピーを添付してください。

○令和5年1月2日以降に転入されている場合は、**申請が必要**です。

## DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中でも、受給できる場合があります

- DV等で住所地以外に避難中の方も、非課税世帯等緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、町での**手続きが必要**です。

 住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに県・市町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

大木町役場健康福祉課 「非課税世帯等緊急支援給付金」窓口



**0944-32-1060**

受付時間 平日9:00~17:00